## 春日部市交通災害見舞金支給制度の概要について

#### 1.目的

市民の福祉の増進を図るため、児童生徒が交通事故による災害を受けた場合に 見舞金及び弔慰金を支給します。(春日部市交通災害見舞金支給条例)

## 2. 受給対象者

交通事故発生時、春日部市において住民基本台帳法により登載され、かつ、学校教育法に定める学齢児童及び生徒(学齢を超えて小学校、中学校及び義務教育学校等に在籍する者を含む。)とします。ただし、他の市区町村に転出したときは、その資格を失います。

# 3. 受給資格

受給対象者の保護者等とします。

### 4. 見舞金

見舞金等は次に掲げる額とします。ただし、同一災害につき既にこの制度により支給された見舞金等がある場合は、その額を控除します。

(春日部市交通災害見舞金支給条例及び同条例施行規則)

- (1) 死亡者 1,000,000円
- (2) 後遺障害者 1,000,000 円
- (3) 負傷者に対する見舞金(※)

| 治療期間 6 月以上     | 120,000 円 |
|----------------|-----------|
| 治療 5 月以上 6 月未満 | 90,000 円  |
| 治療4月以上5月未満     | 70,000 円  |
| 治療3月以上4月未満     | 50,000 円  |
| 治療2月以上3月未満     | 30,000 円  |
| 治療1月以上2月未満     | 20,000 円  |
| 治療1週間以上1月未満    | 10,000 円  |
| 治療1週間未満        | 5,000円    |

※傷害を受け、通学できる程度に治癒した日までの期間

### 5.申請書類

- (1) 申請書
- (2) 交通事故証明書(原本)
- (3) 医師の診断書 (死亡の場合は死亡診断書又は死体検案書)
- (4) 保護者であることを証する書類(住民票等)

## 6.申請期間

交通事故発生後、1年以内に申請書類を下記担当まで提出してください。

問合せ・申請先 市民生活部交通防犯課交通安全担当 内線 2824~2826 庄和総合支所総務担当 内線 7014~7017